

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成23年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	竹内 効	丸亀市津森町568番地	平成23年3月25日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	高木 千年	丸亀市新田町130番地	平成23年3月26日